

先端設備等に対する固定資産税の特例について(令和5年度～)

姫路市役所資産税課 償却資産担当

中小事業者等が姫路市産業振興課から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき新たに取得した一定の設備等について、固定資産税の特例措置が適用されます。

〈対象者〉 中小事業者等

- ア 資本又は出資を有する法人で資本又は出資の総額が1億円以下のもの
- イ 資本又は出資を有しない法人や個人で従業員数が1,000人以下のもの
- ウ みなし大企業に該当しない法人

「みなし大企業」：次のいずれかの法人

- (ア) 同一の大規模法人(資本金1億円を超える法人等)に発行済株式又は出資の総数又は総額の1/2以上を所有されている法人
- (イ) 2以上の大規模法人(資本金1億円を超える法人等)に発行済株式又は出資の総数又は総額の2/3以上を所有されている法人

【注意】先端設備等導入計画の申請先と固定資産税の特例申請先は異なります！

- 計画申請先・・・姫路市産業振興課
- 特例申請先・・・姫路市資産税課

(償却資産^⑤窓口)

〈対象設備等〉 先端設備等導入計画に基づき、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に新たに取得した設備(償却資産) ※「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが必須です。

下表の要件を満たすもの

設備等の種類	最低価額【1台1基又は一の取得価額】
機械及び装置	160万円以上
工具(測定工具及び検査工具)	30万円以上
器具及び備品	30万円以上
建物附属設備(償却資産として課税されるもの)	60万円以上

- ・投資利益率が年平均5パーセントの投資計画に記載されたもの
- ・生産、販売活動等の用に直接供されるもの/中古資産でないもの

〈適用期間及び特例率〉

「先端設備等導入計画」内で賃上げ表明	資産の取得時期	適用期間	特例率
なし	R5.4.1~R7.3.31	3年間	1/2
あり	R5.4.1~R6.3.31	5年間	1/3
	R6.4.1~R7.3.31	4年間	1/3

〈提出書類〉

- ① 特例適用申請書 ② 特例申請書提出用確認シート ③ 先端設備等導入計画の申請書及び認定書の写し
- ④ 認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書の写し
- ⑤ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し(賃上げ表明をした場合)

※ リース会社が申請する場合は、上記に併せて「固定資産税軽減計算書」及び「リース契約書の写し」

※ ①、②は資産税課のホームページに掲載しておりますので、必要な方は、ダウンロードしてお使いください。

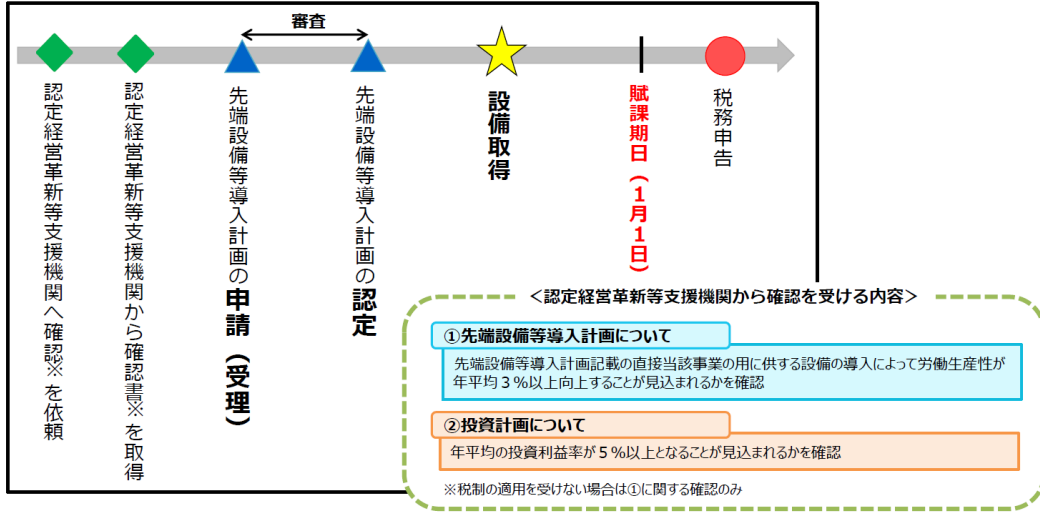
「先端設備等導入計画」についての詳細は、中小企業庁又は姫路市産業振興課のホームページでご確認ください。

- ・中小企業庁ホームページ ⇒ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/>
- ・姫路市産業振興課ホームページ ⇒ <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/OO00005729.html>

(参考) 設備の取得時期について

- 先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。
- 市区町村に「先端設備等導入計画」を申請する際は、認定経営革新支援機関から発行される「投資計画に関する確認書」も同時に提出する必要があります。(変更申請により設備を追加する場合も同様です。)

○設備取得と計画認定のフロー



■ お問合せ先 ■

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所資産税課
TEL 償却資産担当：079-221-2273